

令和4年6月 和水町農業委員会 総会 会議録

- 1 開催日時 令和4年6月3日（金） 午後1時30分から午後2時36分
- 2 開催場所 和水町中央公民館 大会議室
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである。（11名）

会 長	1 番	有働憲一					
会長代理者	2 番	金栗孝義					
委 員	3 番	猪口琢真	4 番	菊川俊二	5 番	吉田広志	6 番 本山圭司
	7 番	高木修治	8 番	池田弘昭	9 番	山崎照代	10 番 中畑昇
	11 番	池田勝美					
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。（0名）
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（16名）

江上幸一	樋口哲男	上田憲一	前淵慎一郎	大城戸一義	深草哲夫	中嶋孝
山下栄次	浦部俊一	井島武士	牛島宣雄	竹下孝昭	有富博明	落合修
石原寛之	吉永剛					
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（1名）
福山修
- 7 日 程
 - 1 開 会
 - 2 会議成立宣言
 - 3 会長挨拶
 - 4 議事録署名委員の指名
 - 5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	農用地利用集積計画について
議案第4号	令和4年度最適化活動の目標の設定等について
報告第1号	中途解約通知書について
報告第2号	許可不要転用届について
報告第3号	あっせん譲受等候補者名簿について
 - 6 そ の 他
 - 7 閉 会
- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（3名）

事務局長	上原 克彦（兼庶務係長）
参 事	西川 佳孝
会計年度任用職員	中嶋 康文
- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（1名）

参 事	庄山 桂太郎
-----	--------

事務局 上原

1 開 会

定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めます。まずは、元気な挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。

「こんにちは。」ご着席ください。

それでは、ただ今から、令和4年6月 和水町農業委員会総会を開会します。

2 会議成立宣言

本日は、11名中11名が出席し、和水町農業委員会会議規則（以下、「会議規則」といいます）第6条の規定による「委員の過半数以上の出席」となっていますので、本会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶

有働会長、挨拶をお願いします。

会長 有働

———— 会長挨拶 ————

みなさん、改めまして「こんにちは」。

お疲れさまです。

6月に入りまして、暑い日の農作業となっています。

熱中症にかからないように注意して、仕事に頑張ってもらいたいと思います。

本日の6月の総会、よろしくお願いします。

事務局 上原

有働会長、どうもありがとうございました。会長には、会議規則第4条の規定により、引き続き、議事の進行をお願いします。

議長 有働

4 議事録署名人の指名

会議規則第13条第2項に規定する本日の議事録署名委員は、7番高木委員と8番池田弘昭委員をお願いします。

新型コロナウイルスの感染者も確認され続けておりますので、速やかに議事が進行できますようご協力をお願いします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 上原

———— 資料の確認 ————

議案の説明に入ります前に、議案第1号 整理番号2については、6月2日付で取り下げられましたのでご報告させていただきます。議案1ページの中段にある整理番号2の削除をお願いします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

所有権移転の整理番号1 米渡尾の譲渡人から米渡尾の譲受人へ（売買）

所有権移転の整理番号3 西吉地の譲渡人から岩の譲受人へ（贈与）

所有権移転の整理番号4 平野の譲渡人から平野の譲受人へ（売買）

当事者及び土地の所在地等については、議案の1ページ及び2ページをご覧ください。

これらの案件について、許可申請書に記載された内容の確認を行いました。審査基準項目である「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」、「地域との調和要件」の全てに適合しています。

議案第1号にかかる事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明が終わりました。
議案第１号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 異議なしの声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。
議案第１号について、原案のとおり許可を決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。
よって、議案第１号については、すべて原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」を、議題とします。

整理番号１について、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」
当事者及び土地の所在地等については、議案の３ページをご覧ください。
申請書添付書類については、別紙の「転用資料」で確認をお願いします。

整理番号１ 駐車場（売買）

申請地は、前原にある農地です。
譲受人は、申請地の隣で介護福祉施設を経営しており、今回、申請地を従事者及び来客用の駐車場として転用されるものです。
給水施設については、駐車場のため計画されておられません。生活雑排水・汚水も駐車場のため発生しません。雨水については、自然浸透を基本とし、余水は既存の排水路に接続して排水されます。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。
「農地区分」及び「立地基準」ですが、「小集団の生産力の低い農地」ということで「第２種農地」に該当し、施設に隣接して設置されるため代替性は必要ありません。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、「残高証明書」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、令和４年１０月末日までの完了予定ですので、問題ないと思われます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積であります。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、北側に農地はありますが、駐車場であるため、日照、通風など周囲への影響はほとんどないと考えられます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われます。

以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題ないと考えられます。

	議案第２号 整理番号１にかかる事務局からの説明は以上となります。
議長 有働	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。 整理番号１について、４番菊川委員の報告をお願いします。
４番 菊川委員	整理番号１について、４番菊川が報告します。 ５月２５日に、私と樋口推進委員、事務局で現地確認を行いました。 申請地は前原にある畑で、現地は保全管理してありました。 給水施設については、駐車場のため計画されておりません。生活雑排水・汚水も駐車場のため発生しません。雨水は自然浸透を基本とし余水については既存の排水路へ連結して排水されます。申請地の北側に農地はありますが、駐車場のため、日照、通風など周囲への影響はほとんどないと思われ、この転用申請については何ら問題ないと判断しました。 「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われます。 以上で現地確認の報告を終わります。
議長 有働	ありがとうございました。 ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。 議案第２号 整理番号１につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。 ——— 異議なしの声 ———
議長 有働	無いようですので、採決をします。 議案第２号 整理番号１について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。 ——— 全員挙手 ———
議長 有働	全員賛成です。 よって、議案第２号 整理番号１は 原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を付して進達します。 次に、整理番号２について審議します。 事務局の説明をお願いします。
事務局 西川	整理番号２ 作業場（売買） 申請地は、和仁にある農地です。 譲受人は、申請地のすぐ東側に居住し建設業を営んでおります。申請人が、２０年ほど前、仕事量が増えてきたため、機械、車両等が増え手狭になったため、建築木材作業場として建築してしまったそうです。本来であれば違反転用となりますので始末書が添付してあります。事後承諾となりますが、追認案件という形で、今回、転用申請するものです。 給水施設については、作業場のため、ありませんでした。生活雑排水・汚水も作業場のため発生していません。雨水については、排水工事をして、その後、道路側溝へ接続して排水されていきました。 この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、「小集団の生産力の低い農地」ということで「第2種農地」に該当し、宅地に隣接して建築されているため、代替性は必要ありません。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、「残高証明書」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、既に転用済です。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積であります。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、北側に農地はありますが、平屋建ての作業場であるため、周囲への日照、通風の影響はほとんどないと考えられます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われま

す。以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題ないと考えられます。

議案第2号 整理番号2にかかる事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明が終わりました。
続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。
整理番号2について、11番池田勝美委員の報告をお願いします。

11番
池田勝美委員

整理番号2について、11番池田が報告します。
5月25日に、私と事務局で現地確認を行いました。
申請地は、和仁にある畑で、現地は既に作業場が建設してありました。
給水施設については、作業場のため、ありませんでした。生活雑排水・汚水は作業場のため発生していませんでした。雨水は排水工事がしてあり道路側溝へ連結して排水されていました。申請地の北側に農地はありますが、平屋建ての作業場のため、周囲への日照、通風の影響はほとんどないと考えられます。
「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われま

す。以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

ありがとうございました。
ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。
議案第2号 整理番号2につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 異議なしの声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。
議案第2号 整理番号1について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。

よって、議案第2号 整理番号2は 原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を付して進達します。

次に、議案第3号「農用地利用集積計画等について」を、議題とします。
今回、賃貸借権設定の整理番号1は農業委員会の委員が関与される案件です。会議規則第10条の規定に基づき議事参与の制限がありますので、まずは、その案件を除いて審議します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

議案第3号「農用地利用集積計画等について」

賃貸借権設定の整理番号1を除いて説明します。

申出人及び土地の所在地等については、議案の4ページから6ページをご覧ください。

7ページは使用貸借権の設定、8ページは中間管理権の設定となります。

9ページは所有権移転となりますが、整理番号1の譲受人については15ページの報告第3号に記載しておりますように、基盤法で農地を取得するにあたり、斡旋名簿に登録するための申出をされていますので、合わせて報告させていただきます。

また、中間管理権の設定については、前回の平野地区においては地域全体で農地中間管理機構に貸し出し、その農地を機構で、担い手ごとに集約化した形で配分される予定になっているということで説明しました。

今回のように、個人単位で中間管理機構を通して貸し借りをされる場合もございます。

中間管理機構を通すメリットとしては賃借料の支払い等も中間管理機構が行いますので、出し手の方にとっては、賃料が決まった日に確実に振り込まれますし、期間満了後には農地は確実に手元に戻ります。また、何らかの事情で、受け手の方が離農されたときも、機構が1年間管理し、次の相手を探します。

受け手の方にとっては、契約の管理や借り賃の支払いが一本化され、事務の大幅な軽減が図られますし、出し手との協議は機構が行いますので、契約期間中は、安心して耕作が出来ます。

中間管理事業につきましては、私の説明では不十分なところが多々あるかと思うので、総会終了後の研修という形で、中間管理機構の方に来ていただいてお話をさせていただく機会を設けるよう計画したいと思います。

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法（以下、「基盤法」といいます）第18条第3項の各要件」を満たしています。

議案第3号整理番号1を除く説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局から、議案第3号について説明がありました。

賃貸借権設定の整理番号1を除く、議案第3号について、何か質問等がありましたら、お願いします。

——— 「異議なし」の声 ———

議長 有働

無いようですので、採決をします。

賃貸借権設定の整理番号1を除く、議案第3号について、原案のとおり許可を決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

——— 全員挙手 ———

議長 有働

全員賛成です。

よって、賃貸借権設定の整理番号 1 を除く、議案第 3 号については、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 3 号の賃貸借権設定の整理番号 1 について、審議します。

会議規則第 10 条の規定に基づき議事参与の制限がありますので、関係委員の退席を求めます。

——— 関係委員、退室 ———

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

— 事務局が、議案第 3 号の賃貸借権設定の整理番号 1 について説明 —

議案第 3 号整理番号 1 については、議案の 4 ページをご覧ください。

この計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「基盤法第 18 条第 3 項の各要件」を満たしています。

議案第 3 号整理番号 1 の説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局から説明がありました。

議案第 3 号の賃貸借権設定の整理番号 1 について、何か質問等がありましたら、お願いします。

——— 「異議なし」の声 ———

議長 有働

無いようですので、採決をします。

議案第 3 号の賃貸借権設定の整理番号 1 について、原案のとおり許可を決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

——— 全員挙手 ———

議長 有働

全員賛成です。

よって、議案第 3 号の賃貸借権設定の整理番号 1 については、原案のとおり許可することに決定しました。

関係委員の入室を、許可します。

——— 関係委員、入室 ———

議長 有働

次に、議案第 4 号「令和 4 年度最適化活動の目標設定等について」を議題とします。

今回、初めて最適化活動の目標を審議することになりましたが、最適化活動は推進委員さんとも力を合わせて、農業委員、推進委員、一丸となって取り組むべきものかと思いますので、議案第 4 号については、推進委員のみなさんも裁決に加わっていただきたいと思います。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

「令和 4 年度最適化活動の目標設定等について」ご説明いたします。

農業委員会が作成する最適化活動の目標については、国からの通知で、県の農業会議の確認を受けたうえで、総会の決定を経て、公表するとともに知事へ報告することとされたところです。こちらの議案第 4 号につきましても、5 月の 26 日に県の農業会議の確認を受けてきたところでございます。

まず 10 ページの I 番、農業委員会の状況でございます。令和 4 年 4 月 1 日現在で、和水町の農業の概要及び農業委員会体制を記載しております。表の下※印に

ありますように、この数字につきましては各面積統計や農林業センサスなどの数値を基に記載をしております。

続いて、11ページ、12ページのⅡ番、最適化活動の目標についてです。

(1)の農地の集積ですが、※印に注釈が書いてありますが、簡単に説明しますと「農地の集積」とは認定農家や認定農家に準ずる農家、認定新規就農者など、中核となる担い手の農家の方に農地を集めることをいいます。

①の現状及び課題を見ていただきますと、現状においては、担い手の農家の方々が、和水町全体の農地の34.1%を耕作してらっしゃるということです。

②の目標ですが、熊本県の目標が令和11年度までに集積率を80%とすることを目標に掲げております。あと約8年間で、担い手農家の方々に、和水町の農地の8割を耕作してもらうということでありますので、かなり厳しい数字ではあるかと思いますが、県の掲げる目標と合わせて資料のとおり設定させていただきました。

(2)の遊休農地の解消、(3)新規参入の促進につきましては、過去の実績を基に設定されています。目標は資料のとおりですが、遊休農地の解消と、新規参入に取組んでまいりましょう。

続いて、2 最適化活動の活動目標についてです。

この活動目標というのが、4月、5月の総会の際に申し上げております、活動記録簿に書いていただいている活動のことでございます。

(1)の目標日数については、国が示している標準的な目標が10日になっていきますので、10日で設定させていただきました。委員の皆様方に置かれましては、4月から申し上げているように月に5日以上活動をお願いします。あくまでも、10日が目標ですので、最低でも月に5日の活動をお願いします。

(2)の活動強化月間の設定目標につきましては、利用状況調査、利用意向調査を強化月間の取組として設定させていただきました。

(3)の新規参入相談会への参加目標については、特別に相談会の開催は予定しておりませんが、新規就農予定者等から相談があった際に、地元の委員さんに連絡させていただきますので、同席していただいて、相談などに乗っていただければと思います。

議案第4号の説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明が終わりました。

議案第4号について、何か質問等がありましたら、お願いします。

事務局 上原

補足説明をさせていただきます。

11ページの1の(1)農地の集積及び(2)遊休農地の解消の目標を達成するために、国が推奨する「人・農地プラン」へ取り組むこととしていますが、その実質化に向けては、地域ごとに計画を立て実現のために取り組むということになっています。

予定ではありますが、農業委員、推進委員それから地域の認定農家・担い手の皆様と一緒に地域集落へ赴き計画を立て、その集落ごとに「機械利用組合」や「営農組合」などを立ち上げて、組織化していく取組む必要があるのではないかと考えています。

12ページの(3)新規参入の促進については、例えば補助金を設けたとしてもなかなか増えるものではないと思っています。この取り組みについては、今後も検討していく必要があると考えています。

12ページの2の(1)最適化活動日数目標については、国は10日としていますが、和水町農業委員会では最低ラインを5日としています。お忙しい中での活動となりますが、よろしくお願いします。

(2)活動強化月間については、去年は、委員・推進委員さんだけで、農地の利用状況確認をしてもらい、大変、ご労苦をお掛けしたと思っています。本年は、校区ごと、グループごとに最低1人は職員を配置し、皆さんと一緒に回りますよう計画したいと思っています。ご協力のほど、よろしくお願いします。

	私からは、以上です。
議長 有働	議案第４号について、何か質問はありませんか。
深草 推進委員	農地利用状況確認調査は、年１回ですか。
事務局 上原	国の基準としては、７月から９月に実施することとなっています。事務局で校区ごとに計画を組ませていただきますが、その校区の従事される皆さんの都合に合わせて実施することとし、１２月までに終わればいいかなと思っています。
議長 有働	他に質問はありませんか。
樋口 推進委員	農地の集積、人・農地プランへの取り組みで、各集落を回るのはいつ頃になりますか。
事務局 上原	今年度実施したいと思っています。今年度に終わらなければ、国の方針として農業への各種補助事業・補助金が今後受けられなくなります。猶予はあるかと思いますが、遅れないように７～８月頃から集落を回りながら実質化に向けた計画を立てていかなければと思っています。
樋口 推進委員	全集落が対象ですか。
事務局 上原	全集落を対象としています。来年度に係るかもしれませんが、順次行っていくます。どの集落がいつというのは未定です。
議長 有働	他に質問はありませんか。
４番 菊川委員	管内の農地面積１，９５０haは、登記簿上の数字ですか。
事務局 上原	５年毎に発行される政府の統計資料「２０２０年度の農林業センサス」によるもので、耕作されている田んぼと畑の経営面積となっています。
４番 菊川委員	現在３４．１％の集積率を、８０％の目標で挙げられているのですね。
事務局 上原	令和１１年度までに集積率を８０％にする目標です。ＡさんからＢさんへの貸し付けを集積と思われがちですが、中間管理機構を通して、Ａさんの農地をＡさんが借りるというケースもあります。これは集落全部の農地を中間管理機構へ貸し付け、機構がＡさんに戻すとき、Ａさんの土地も含めて集積化したものをＡさんへ戻すということがあります。ＡさんからＢさんへの貸し借りの面積だけでなく、この分も入って８０％の集積率の目標が設定されています。
議長 有働	他に質問はありませんか。
４番 菊川委員	もう一つ質問があります。 活動強化月間での農地の利用状況調査ですが、圃場に道路がないために管理ができず、放置されている農地もあります。これも調査するのですか。
事務局 上原	農地の利用状況調査は、道がない農地を含めた全農地を調査することになります。道がなく立ち入りができず、どうしても確認できれば不明として報告いただいて結構です。そのようなケースもあろうかということで職員を１名つけることとしています。
４番 菊川委員	分かりました。

議長 有働

他に質問はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。

議案第４号につきまして、原案のとおり最適化活動の目標設定等について決定することに賛成の農業委員・推進委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。

よって議案第４号については、原案のとおり最適化活動の目標設定等について決定しました。

これで、すべての議事は終了しました。

他に、各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。

無いようですので、報告事案について事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

報告第１号「中途解約通知書について」

農地の使用貸借権、賃貸借権の中途解約が１件ずつありました。いずれも、貸し手・借り手の双方合意による解約で、次の借り手も決まっています。

通知者及び土地の所在地等については、総会資料の１３ページをご覧ください。

報告第２号「許可不要転用届について」

議事の１４ページをご覧ください。農業用駐車場、農業用倉庫の届出が１件ずつ提出されております。

耕作の事業を行う者が自己の農作物育成等のために２００㎡未満の農地を農業用施設に転用する場合は、転用許可が不要となる例外がありますのでお知らせしておきます。

内容については、各位、ご確認いただきますようお願いいたします。

報告第３号「あっせん譲受候補者名簿について」

議事の１５ページをご覧ください。議案第３号の中で少し説明させていただきましたが、玉名市の認定農家の方が和水町の農地を取得するに当たり、幹旋名簿への登録の申出がありましたので報告させていただきます。

幹旋名簿に登録されるためには、営農の種類にもよりますが、一定以上の面積での営農が必要となります。幹旋名簿に登録されることで、議案第３号の９ページのように基盤法での所有権移転が可能となり、町で登記手続きを行ったり、地主さんも、８００万円までの譲渡所得が控除されたりと、様々なメリットを受けることができます。

候補者の内容については、各位、ご確認いただきますようお願いいたします。

以上で、報告を終わります。

事務局 上原

私の方から、資料はありませんが一つ連絡をさせていただきます。

和水町の農家の方が亡くなられ、その方は、中山間直払制度の集約協定を結んでいる構成員の一人で、補助金をもらわれていました。

構成員の耕作面積が減少した場合、補助金がなくなり返還することとなります。

他の構成員も高齢で規模拡大もできないでいます。委員さんのほうでも捜してもらい、誰か跡を継いで経営を引き受けたいという人が見つければ、６月２０日までに事務局まで連絡をお願いします。

農業委員会でも捜してもなお見つからなかった場合は、中山間を担当する職員に連絡し、その耕作地を除外する特例適用の手続きをすることになります。

議長 有働

なお、現地確認のご要望があれば、事務局で案内いたします。

以上で本日の議案ならびに報告事案は全て終了しました。

進行を事務局へお返ししますが、その前に去る5月31日と6月1日に開催されました、農業委員会会長の全国大会の報告をします。

大会では、米が安い、燃料代・肥料代が高いという話がでていました。

その後の熊本県の会議では、熊本の現状として、水害後の農地の復旧ができていない。また、企業進出による地価の高騰で、田畑の価格も高騰し、周辺農家は規模拡大もできないでいる。企業優先ならば農家はつぶれるがどうしたらいいか。などの話をされていました。

私としては、活用の低い農地や遊休農地の活用など、会としても意見を出し合い、情報交換などしていかなければと思っています。

また、県に対しての意見・要望などがあれば、農業委員会の方に相談してください。

事務局の方に進行をお返しします。

事務局 上原

有働会長には、議長を務めていただき、どうもありがとうございました。

先程の人・農地プランの話で、付け加えさせてもらいます。

農林業センサスデータによりますと、60日以上農業に従事する農家人口が、1990年で6,900人でしたが、2020年では2,100人と、この30年間で4,800人減少しています。これからの10年を考えると、高齢化・兼業化による離農等により1,000人は減るのではないかと考えます。

これからの農地を、どうやって守っていかなければならないかを考えたとき、機械利用組合を作る、営農組合を作るなど組織化して、土日しか従事できない兼業農家をカバーするとか高齢者は軽作業を担当するとかなど、地域ぐるみで役割分担を行ったらどうかなどの策を考えています。

委員さんからも、地域に合った計画・意見をいただければと思っています。よろしくお願いします。

事務局 西川

6 その他（連絡事項）

総会資料の16ページをご覧ください。

次回の総会日時と場所については、7月8日（金）、13時30分、和水町三加和公民館講堂での開催となります。

新型コロナウイルス感染拡大等の状況によりましては、規模を縮小して開催する場合があります。

事務局 上原

7 閉会

ご起立をお願いします。

これをもちまして、令和4年6月 和水町農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長 _____

署 名 委 員 7 番 _____

署 名 委 員 8 番 _____

会議録調製者 西川 佳孝
本誌（表紙除く） 12 頁